

諮 問

鳥取県個人情報保護審議会（本人確認情報の保護に関する審議会）

鳥取県住民基本台帳法施行条例（平成14年鳥取県条例第42号。以下「条例」という。）第3条第2項の規定により、下記の事項について諮問します。

平成21年4月24日

鳥取県知事 平井 伸治

記

1 諮問事項

条例第2条に規定する本人確認情報を利用することができる事務の追加について以下の事務について、本人確認情報を利用する。

(1) 県が住民に対して住民票の写しの提出を求めている事務

- ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第73条の14又は鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）第78条の2の不動産取得税の特例適用に関する事務
- イ 鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例（大正12年鳥取県令第55号）第7条ノ3の恩給の支給に関する事務
- ウ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第2条第1項の被爆者健康手帳の交付の申請に関する事務
- エ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令（平成7年政令第26号）第3条の被爆者の居住地変更の届出に関する事務
- オ 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条第1項又は第2項の戦傷病者手帳の交付に関する事務
- カ 戦傷病者特別援護法第5条第1項の戦傷病者の居住地変更の届出に関する事務
- キ 介護保険法（平成9年法律第123号）第69条の2第1項の介護支援専門員の登録に関する事務
- ク 介護保険法第69条の4の介護支援専門員の登録事項の変更の届出に関する事務
- ケ 肥料取締法（昭和25年法律第127号）第6条第1項の肥料登録の申請に関する事務
- コ 肥料取締法第16条の2第1項の指定配合肥料の生産業者の届出に関する事務
- サ 肥料取締法第22条第1項の特殊肥料の生産業者及びその輸入業者の届出に関する事務

- シ 鳥取県屋外広告物条例（昭和37年鳥取県条例第31号）第10条の3第1項及び第10条の6第1項の屋外広告業登録及び変更届に関する事務
- ス 家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第1項の家畜人工授精師の免許に関する事務
- セ 家畜改良増殖法施行令（昭和25年政令第269号）第9条の家畜人工授精師の免許証書換交付に関する事務
- ソ 砂利採取法（昭和43年法律第74号）による砂利採取業の登録及び登録変更に関する事務
- タ 採石法（昭和25年法律第291号）による採石業の登録及び登録変更に関する事務

(2) 県が市町村に対して住民票の写しを請求している事務

- ア 地方税法又は鳥取県税条例による県税（延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費を含む。）の賦課徴収及び犯則事案に関する事務
- イ 浄化槽法（昭和58年法律第43号）による浄化槽管理者への指導に関する事務
- ウ 土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条に規定する事業（都市計画法（昭和43年法律第100号）第69条により準用されるものも含む）に伴う用地取得に関する事務
- エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の住民監査請求に関する事務

2 関係書類

- (1) 住民基本台帳ネットワークシステム（住基ネット）について
- (2) 本人確認情報の利用に関する基本的な考え方
- (3) 都道府県の条例に定める本人確認情報の利用事務（平成21年1月1日現在：総務省調べ）
- (4) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）（抄）
- (5) 鳥取県住民基本台帳法施行条例
- (6) 鳥取県住民基本台帳法施行細則（平成14年鳥取県規則第81号）